

四半期報告書

(第92期第1四半期)

自 平成27年4月1日

至 平成27年6月30日

北海道電力株式会社

札幌市中央区大通東1丁目2番地

(E04500)

第92期第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）

四 半 期 報 告 書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

北 海 道 電 力 株 式 会 社

目 次

	頁
第92期第1四半期 四半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	6
1 【株式等の状況】	6
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	18
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	18
四半期レビュー報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月10日
【四半期会計期間】	第92期第1四半期(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)
【会社名】	北海道電力株式会社
【英訳名】	Hokkaido Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 真弓明彦
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通東1丁目2番地
【電話番号】	011(251)1111
【事務連絡者氏名】	経理部決算グループ グループリーダー 山田克洋
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 北海道電力株式会社 東京支社
【電話番号】	03(3217)0861
【事務連絡者氏名】	業務グループ グループリーダー 武田理
【縦覧に供する場所】	北海道電力株式会社 旭川支店 (旭川市4条通12丁目1444番地の1) 北海道電力株式会社 北見支店 (北見市北8条東1丁目2番地1) 北海道電力株式会社 札幌支店 (札幌市中央区大通東1丁目2番地) 北海道電力株式会社 岩見沢支店 (岩見沢市9条西1丁目12番地の1) 北海道電力株式会社 小樽支店 (小樽市富岡1丁目9番1号) 北海道電力株式会社 釧路支店 (釧路市幸町8丁目1番地) 北海道電力株式会社 帯広支店 (帯広市西5条南7丁目2番地の1) 北海道電力株式会社 室蘭支店 (室蘭市寿町1丁目6番25号) 北海道電力株式会社 苫小牧支店 (苫小牧市新中野町3丁目8番7号) 北海道電力株式会社 函館支店 (函館市千歳町25番15号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注) 上記の内、旭川、北見、札幌、岩見沢、小樽、釧路、帯広、室蘭、 苫小牧、函館の各支店は金融商品取引法の規定による備置場所では ありませんが、投資者の便宜を図るため備え置きます。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第91期 第1四半期 連結累計期間	第92期 第1四半期 連結累計期間	第91期
会計期間	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成27年4月1日 至平成27年6月30日	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
売上高 (百万円)	161,432	171,326	692,925
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△4,256	9,252	△9,343
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	15,020	8,079	2,938
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	13,860	9,504	△6,551
純資産額 (百万円)	158,813	197,750	188,392
総資産額 (百万円)	1,734,833	1,782,851	1,815,675
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	73.07	39.31	14.30
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.54	10.52	9.81

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていない。
- 3 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としている。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はない。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はない。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期連結累計期間に比べ98億93百万円増の1,713億26百万円となり、これに営業外収益を加えた経常収益は、98億77百万円増の1,721億80百万円となった。

一方、経常費用は、前年同四半期連結累計期間に比べ36億30百万円減の1,629億28百万円となった。

以上により、経常損益は、前年同四半期連結累計期間の損失から135億8百万円改善し、92億52百万円の利益となった。また、親会社株主に帰属する四半期純損益は、純資産の毀損を抑制するため昨年4月に湯水準備引当金を全額取り崩した反動などにより、前年同四半期連結累計期間に比べ69億40百万円減少し、80億79百万円の利益となった。

セグメントの業績(内部取引消去後)は、次のとおりである。

① 電気事業

当第1四半期連結累計期間の販売電力量は、前年同四半期連結累計期間に比べ5.9%の減少となった。

この内訳として、電灯・電力では、春先の気温が前年に比べ高く推移したことによる暖房需要の減少などにより、6.7%の減少となった。

また、特定規模需要では、春先の気温が前年に比べ高く推移したことによる業務用での暖房需要の減少や、紙・パルプでの生産減などにより、5.2%の減少となった。

当第1四半期連結累計期間の収支については、収入面では、販売電力量の減少に加え、燃料価格の低下による燃料費調整額の減少はあったが、昨年11月から実施した電気料金の値上げや再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響などにより、売上高は、前年同四半期連結累計期間に比べ93億56百万円増の1,646億73百万円となった。また、経営全般にわたる徹底した効率化への継続的な取り組みのもと、支出面では、経年化対策工事などによる修繕費の増加はあったが、販売電力量の減少や燃料価格の低下による燃料費の減少などにより、営業費用は、前年同四半期連結累計期間に比べ38億85百万円減の1,528億81百万円となった。

以上により、営業損益は、前年同四半期連結累計期間の損失から132億41百万円改善し、117億92百万円の利益となった。

② その他

当第1四半期連結累計期間の収支については、収入面では、建設業の売上が増加したことなどにより、売上高は、前年同四半期連結累計期間に比べ5億37百万円増の66億52百万円となった。支出面では、建設業の売上原価の増加などにより、営業費用は、前年同四半期連結累計期間に比べ2億82百万円増の56億61百万円となった。

以上により、営業利益は、前年同四半期連結累計期間に比べ2億54百万円増の9億90百万円となった。

(参考情報)

① 需給実績

種別		当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	前年同四半期比 (%)
発電電力量	水力発電電力量 (百万kWh)	1,276	114.9
	火力発電電力量 (百万kWh)	4,402	93.2
	原子力発電電力量 (百万kWh)	—	—
	新エネルギー等発電電力量 (百万kWh)	35	75.3
	他社受電電力量 (百万kWh)	1,566 △82	91.8 148.1
	融通電力量 (百万kWh)	3 △6	52.2 215.9
	揚水発電所の揚水用電力量 (百万kWh)	△30	172.4
	合計 (百万kWh)	7,164	95.3
損失電力量等 (百万kWh)	399	120.1	
販売電力量 (百万kWh)	6,765	94.1	
出水率(自流) (%)	104.2	—	

- (注) 1 他社受電電力量には、連結子会社の北海道パワーエンジニアリング㈱及びほくでんエコエナジー㈱からの受電電力量が含まれている。
2 他社受電電力量及び融通電力量の上段は受電電力量、下段は送電電力量を示す。
3 揚水発電所の揚水用電力量とは貯水池運営のための揚水用に使用する電力である。
4 販売電力量の中には、自社事業用電力量13百万kWhを含んでいる。
5 出水率は、自社の昭和59年度から平成25年度までの当該累計期間の30ヶ年平均に対する比である。

② 販売電力量及び料金収入

種別		当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	前年同四半期比 (%)
販売電力量 (百万kWh)	電灯計	2,581	94.5
	電力計	436	86.7
	電灯電力合計	3,017	93.3
	特定規模需要	3,748	94.8
	電灯電力・特定規模合計	6,765	94.1
	他社販売	68	148.5
	融通	6	241.3
料金収入 (百万円)	電灯料	68,900	103.5
	電力料	82,860	104.4
	電灯電力合計	151,761	104.0
	他社販売	992	157.2
	融通	83	259.4

- (注) 1 上記料金収入欄の電力料には「特定規模需要」分を含む。
2 上記料金収入には消費税等は含まれていない。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における資産は、石狩湾新港発電所1号機新設工事などの固定資産仮勘定の増加はあったが、減価償却による電気事業固定資産の減少や現金及び預金の減少などにより、前連結会計年度末に比べ328億23百万円減の1兆7,828億51百万円となった。

負債は、泊発電所安全対策工事に係る未払債務の支払などにより、前連結会計年度末に比べ421億81百万円減の1兆5,851億1百万円となった。

純資産は、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上による利益剰余金の増加などにより、前連結会計年度末に比べ93億57百万円増の1,977億50百万円となった。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末の自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ0.7ポイント増加し10.5%となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、ほくでんグループが対処すべき課題について、重要な変更はない。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費の総額は、6億28百万円である。

(5) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等のうち、当第1四半期連結累計期間に廃止した設備は次のとおりである。

電 源

発電所		廃止による減少出力(kW)	廃止年月
水力	岩松(廃止)	12,600	平成27年5月
火力	焼尻2号(廃止)	240	平成27年4月

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	495,000,000
A種優先株式	500
計	495,000,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は495,000,500株であるが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数495,000,000株を記載している。なお、当社が、実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	215,291,912	215,291,912	札幌証券取引所 東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株である。
A種優先株式	500	500	非上場	単元株式数は1株である。 (注)
計	215,292,412	215,292,412	—	—

(注) A種優先株式の内容

(1) 優先配当金

① A種優先配当金

当社は、剰余金の配当（A種優先中間配当金（⑤に定義する。以下同じ。）を除く。）を行うときは、当該配当に係る基準日現在の株主名簿に記録された最終のA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき②に定める額の剰余金（以下「A種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当（③に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

② A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、(i)平成27年3月31日に終了する事業年度から平成31年3月31日に終了する事業年度までの各事業年度に属する日を基準日とする場合は、1株につき3,800,000円とし、(ii)平成32年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とする場合は、1株につき5,464,384円とし、(iii)平成33年3月31日に終了する事業年度以降の事業年度に属する日を基準日とする場合は1株につき6,300,000円とする（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。）。

③ 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり剰余金の配当（以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当

金を含む。)の額の合計額が当該事業年度に係るA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、(i)平成31年7月31日までは年率3.8%、(ii)平成31年8月1日以降は年率6.3%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金」という。)については、A種優先配当金、A種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。

④ 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

⑤ A種優先中間配当金

当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日現在の株主名簿に記録された最終のA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額(1円に満たない金額は切り上げる。)(以下「A種優先中間配当金」という。)を配当する。ただし、平成31年9月30日を基準日とするA種優先中間配当金は2,323,014円とする。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額(以下「基準価額」という。)を支払う。ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。

(基準価額算式)

$$\begin{aligned} & 1株当たりの残余財産分配価額 \\ & = 100,000,000円 + 累積未払A種優先配当金 \\ & \quad + 前事業年度未払A種優先配当金 + 当事業年度未払優先配当金額 \end{aligned}$$

上記算式における「累積未払A種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)を実際に支払われた日として、(1)③に従い計算される額の合計額とし、「前事業年度未払A種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度(以下(2)において「前事業年度」という。)に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額(ただし、累積未払A種優先配当金に含まれる場合を除く。)とし、また、「当事業年度未払優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降、残余財産分配日(同日を含む。)までの期間について適用あるA種優先配当金の額(残余財産分配日が平成32年3月31日に終了する事業年度に属する場合、事業年度の初日(同日を含む。)から平成31年7月31日までは3,800,000円、平成31年8月1日以降は6,300,000円を意味する。)を当該期間の実日数で日割計算して算出される金額(ただし、残余財産分配日が平成27年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、3,800,000円)から、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われたA種優先中間配当金がある場合におけるA種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨、当社定款に規定している。

(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(6) 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当社に対し、平成26年8月1日以降いつでも、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。当社は、この請求がなされた場合には、A種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

A種優先株式1株当たりの取得価額は、(2)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、(6)において取得価額を算出する場合は、(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成26年8月1日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、A種優先株主又はA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

A種優先株式1株当たりの取得価額は、(2)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、(7)において取得価額を算出する場合は、(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(8) 株券等の譲渡制限

当社とA種優先株式の割当先である株式会社日本政策投資銀行（以下「割当先」という。）との間で締結された平成26年4月30日付の投資契約において、割当先との間で、金銭を対価とする取得請求権の行使が可能となるまでの間は、当社の事前の承諾無く本優先株式の全部又は一部の譲渡ができない旨、合意している。

(9) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したものである。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日	—	215,292,412	—	114,291	—	—

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日である平成27年3月31日現在で記載している。

① 【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 500	—	1(1)②「発行済株式」の内容の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 9,741,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 204,483,200	2,044,832	—
単元未満株式	普通株式 1,067,012	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	215,292,412	—	—
総株主の議決権	—	2,044,832	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式である。

2 「完全議決権株式(その他)」欄に、証券保管振替機構名義の株式2,000株(議決権20個)が含まれている。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式56株及び当社所有の自己株式79株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 北海道電力株式会社	札幌市中央区大通東1丁目2番地	9,741,700	—	9,741,700	4.52
計	—	9,741,700	—	9,741,700	4.52

(注) 1 株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あり、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれている。

2 平成27年6月30日現在における自己株式は、9,744,217株(単元未満株式を含む。)である。

2 【役員状況】

該当事項なし

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠し、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
固定資産	1,563,720	1,568,077
電気事業固定資産	1,117,227	1,100,215
水力発電設備	226,268	223,387
汽力発電設備	81,392	79,614
原子力発電設備	238,118	231,715
送電設備	168,925	166,744
変電設備	79,057	77,598
配電設備	274,927	273,546
業務設備	42,896	42,092
その他の電気事業固定資産	5,641	5,514
その他の固定資産	58,081	57,089
固定資産仮勘定	95,750	118,039
建設仮勘定	95,623	117,788
除却仮勘定	126	251
核燃料	145,492	145,423
加工中等核燃料	145,492	145,423
投資その他の資産	147,168	147,309
長期投資	46,182	48,767
退職給付に係る資産	14,008	14,383
繰延税金資産	29,803	29,098
その他	57,242	55,147
貸倒引当金（貸方）	△68	△86
流動資産	251,955	214,774
現金及び預金	152,016	110,634
受取手形及び売掛金	50,042	51,220
たな卸資産	37,414	36,075
繰延税金資産	5,925	6,060
その他	7,027	11,243
貸倒引当金（貸方）	△472	△459
合計	1,815,675	1,782,851

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債及び純資産の部		
負債の部		
固定負債	1,268,783	1,234,787
社債	529,133	509,134
長期借入金	545,123	533,669
使用済燃料再処理等引当金	55,399	53,882
使用済燃料再処理等準備引当金	8,851	8,940
退職給付に係る負債	40,456	39,363
資産除去債務	73,578	74,030
その他	16,241	15,766
流動負債	358,500	349,390
1年以内に期限到来の固定負債	182,146	202,230
短期借入金	42,000	52,880
支払手形及び買掛金	40,363	27,557
未払税金	13,840	19,825
その他	80,149	46,896
特別法上の引当金	—	923
濁水準備引当金	—	923
負債合計	1,627,283	1,585,101
純資産の部		
株主資本	165,612	173,689
資本金	114,291	114,291
資本剰余金	49,998	49,998
利益剰余金	19,490	27,569
自己株式	△18,167	△18,170
その他の包括利益累計額	12,434	13,934
その他有価証券評価差額金	5,263	7,392
退職給付に係る調整累計額	7,170	6,541
非支配株主持分	10,345	10,126
純資産合計	188,392	197,750
合計	1,815,675	1,782,851

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
営業収益	161,432	171,326
電気事業営業収益	155,317	164,673
その他事業営業収益	6,115	6,652
営業費用	162,146	158,543
電気事業営業費用	156,767	152,881
その他事業営業費用	5,379	5,661
営業利益又は営業損失(△)	△713	12,782
営業外収益	870	854
受取配当金	256	231
受取利息	282	264
その他	330	358
営業外費用	4,413	4,385
支払利息	4,189	4,090
持分法による投資損失	58	110
その他	165	184
四半期経常収益合計	162,302	172,180
四半期経常費用合計	166,559	162,928
経常利益又は経常損失(△)	△4,256	9,252
剰水準備金引当又は取崩し	△19,391	923
剰水準備金引当	—	923
剰水準備引当金取崩し(貸方)	△19,391	—
税金等調整前四半期純利益	15,134	8,328
法人税、住民税及び事業税	343	285
法人税等調整額	221	69
法人税等合計	564	355
四半期純利益	14,570	7,973
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△449	△105
親会社株主に帰属する四半期純利益	15,020	8,079

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
四半期純利益	14,570	7,973
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	423	2,162
退職給付に係る調整額	△1,132	△631
その他の包括利益合計	△709	1,531
四半期包括利益	13,860	9,504
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	14,306	9,579
非支配株主に係る四半期包括利益	△445	△74

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更した。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更する。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っている。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用している。

なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微である。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用は、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっている。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっている。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

(1) 日本原燃株式会社

社債及び(株)日本政策投資銀行ほかからの借入金に対する保証債務

前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
46,528百万円	46,006百万円

(2) 従業員

財形住宅融資による(株)みずほ銀行ほかからの借入金に対する連帯保証債務

前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
12,322百万円	11,423百万円

(3) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
北海道電力第254回社債 (引受先 (株)三菱東京UFJ銀行)	19,130百万円	—
北海道電力第256回社債 (引受先 (株)みずほ銀行)	19,800百万円	19,800百万円
北海道電力第257回社債 (引受先 (株)みずほ銀行)	20,000百万円	20,000百万円
北海道電力第258回社債 (引受先 (株)三菱東京UFJ銀行)	20,000百万円	20,000百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
減価償却費	22,619百万円	22,021百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	計	調整額(注1)	四半期連結 損益計算書 計上額(注2)
	電気事業				
売上高					
外部顧客への売上高	155,317	6,115	161,432	—	161,432
セグメント間の内部売上高 又は振替高	469	14,541	15,010	△15,010	—
計	155,787	20,656	176,443	△15,010	161,432
セグメント損失(△)	△27	△927	△955	241	△713

(注) 1 セグメント損失(△)の調整額241百万円は、セグメント間取引消去によるものである。

2 セグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っている。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	計	調整額(注1)	四半期連結 損益計算書 計上額(注2)
	電気事業				
売上高					
外部顧客への売上高	164,673	6,652	171,326	—	171,326
セグメント間の内部売上高 又は振替高	488	16,382	16,870	△16,870	—
計	165,162	23,034	188,196	△16,870	171,326
セグメント利益	12,305	179	12,484	297	12,782

(注) 1 セグメント利益の調整額297百万円は、セグメント間取引消去によるものである。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益	73.07円	39.31円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	15,020	8,079
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益 (百万円)	15,020	8,079
普通株式の期中平均株式数 (千株)	205,560	205,549

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【その他】

該当事項なし

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月10日

北海道電力株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	篠河	清彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白羽	龍三	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡	直彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている北海道電力株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、北海道電力株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月10日

【会社名】 北海道電力株式会社

【英訳名】 Hokkaido Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 真弓明彦

【最高財務責任者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 札幌市中央区大通東1丁目2番地

【縦覧に供する場所】 北海道電力株式会社 旭川支店
(旭川市4条通12丁目1444番地の1)
北海道電力株式会社 北見支店
(北見市北8条東1丁目2番地1)
北海道電力株式会社 札幌支店
(札幌市中央区大通東1丁目2番地)
北海道電力株式会社 岩見沢支店
(岩見沢市9条西1丁目12番地の1)
北海道電力株式会社 小樽支店
(小樽市富岡1丁目9番1号)
北海道電力株式会社 釧路支店
(釧路市幸町8丁目1番地)
北海道電力株式会社 帯広支店
(帯広市西5条南7丁目2番地の1)
北海道電力株式会社 室蘭支店
(室蘭市寿町1丁目6番25号)
北海道電力株式会社 苫小牧支店
(苫小牧市新中野町3丁目8番7号)
北海道電力株式会社 函館支店
(函館市千歳町25番15号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の内、旭川、北見、札幌、岩見沢、小樽、釧路、帯広、室蘭、苫小牧、函館の各支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜を図るため備え置きます。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

代表取締役社長 真弓明彦は、当社の第92期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。